

# 令和4年度 沖縄県産業振興基金事業募集要項

## 1 補助事業名

沖縄県産業振興基金事業

## 2 趣旨

本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図るため、企業・団体等が当該事業を行う場合において、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行っており、令和4年度の補助金交付申請を希望する企業・団体等を広く募集します。

## 3 補助対象期間(予定)

令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

## 4 補助対象事業

下記の対象事業区分とする(各事業目的は別紙1、参照)。

- (1) 戦略的産業育成支援事業
- (2) エネルギー基盤安定整備事業
- (3) 地域産業技術活性化・高度化支援事業
  - ①地域産業連携支援事業、②地域産業支援事業
- (4) 技術基盤整備事業
- (5) 人材育成事業

※国・県等が実施する他補助金の交付対象となる場合、当事業の補助は対象外となります。他補助交付対象の有無については、各自でご確認ください。

## 5 ハンズオン支援

補助金交付決定を受けた企業・団体等は、補助事業を行う際に、企業・団体等に関する幅広い知識及び支援経験や、幅広い情報・人的ネットワークを有する専門コーディネーターによるハンズオン支援(補助事業の推進のため、事業の各段階において経営知識・ノウハウの提供、提案・アドバイス、意思決定サポート等の具体的かつ実践的な支援)を受けることが出来ます。

沖縄県産業振興基金事業評価委員会の審査結果等によって、ハンズオン支援を受けることが採択の要件となる場合があります。

## 6 応募方法

希望調書(別紙6)に記入の上、添付書類と併せて沖縄県商工労働部産業政策課へ提出期限までに、持参もしくは郵送にてご提出下さい。

また提出様式は、A4 版縦(参考資料を添付する場合も同様)とし、ホッチキスは使用せ

ず、ダブルクリップ等を使用しご提出ください。

(1) 希望調書（提出部数：正本1部、副本(写し)9部（両面印刷））

- ①（様式1）かがみ文
- ②（様式2）企業・団体等概要書
- ③（様式3）事業計画書
- ④（様式4）事業計画の成果目標等
- ⑤（様式5）収支予算計画書
- ⑥（任意様式）補助対象経費積算根拠資料
- ⑦（任意様式）当事業に関する資料
- ⑧（任意様式）会社案内等のパンフレット

(2) 添付資料（提出部数：1部）

- ① 会社の定款
- ② 会社の登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの）  
※ 法人登記を行っていない団体等においては、団体等の概要がわかる書類。
- ③ 直近3ヶ年の決算書（損益計算書、貸借対照表）
- ④ 法人税、法人事業税、法人住民税（県税・市町村税）の納税証明書  
※ 設立したばかりの企業・団体等において、③は収支計画書、設立時貸借対照表、④は税務署・県税事務所へ提出した届出書を添付して下さい。
- ⑤ 企業連携体協定書（企業連携体として申請する場合のみ）
- ⑥ その他必要資料

## **7 応募資格**

- (1) 沖縄県の産業振興を図る企業・団体等であること
- (2) 地域産業連携支援事業においては、**別紙3**の追加要件を満たすこと
- (3) 技術基盤整備事業においては、**別紙4**の追加要件を満たすこと

## **8 事業予算**

**約4千6百万円。**事業予算の範囲内で、事業別に予算を配賦し、複数の事業を採択する予定です。

## **9 提出期限**

令和4年2月28日(月) 17:00（必着）

※電子メールによる提出は認めませんので、十分にご留意下さい。

## **10 審査及び結果通知**

(1) 審査

書類審査及びヒアリングのほか、「沖縄県産業振興基金事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を開催し、事業計画内容等について総合的・段階的な評価を行った

上で採択を内示する予定です。なお、各事業の評価・審査の経緯等に関する問い合わせには回答出来ませんので、あらかじめご了承ください。審査は次のとおり実施します。

① 書類審査及びヒアリング（1次審査）

沖縄県産業政策課において、希望調書提出後、対象要件等の書類審査を実施します。

また、原則としてヒアリング審査を実施します。日時の詳細については、提出確認後、個別に申請者に連絡します。書類審査及びヒアリング審査において、二次審査対象者（10社程度）を絞り込みます。

② 評価委員会審査（2次審査）

1次審査を経て、最終的に評価委員会で採択案件を決定します。評価委員会においては、原則として申請者によるプレゼンテーションを実施します。

なお、審査の都合上、二次審査前に提案内容に関する追加資料の作成を依頼することがあります。

③ 最終書面検査（協議）

2次審査結果を受けて、提案内容（事業費を含む）に関する見直しが必要な場合、調整を行います。詳細については、個別に申請者に連絡します。

(2) 結果通知

1次審査及び2次審査の結果（補助金交付申請受付の可否）は、申請者に書面で通知します。また、審査結果通知は令和4年3月下旬を予定しています。

※ 2次審査で補助金交付申請の受付が認められた企業・団体等については、令和4年4月1日(予定)に補助金の交付申請を行う事が出来ます。

※ なお、本公募は次年度事業開始前の事前準備手続きであるため、県議会において当初予算案が否決された場合は、申請を受けても補助金交付決定は行えません。

## 11 審査の観点

以下のとおり、各事業区分に共通する総括的審査を実施します。

- (1) 申請書の体裁等、事業応募上の基本的項目について適切に記載されているか。
- (2) 当該事業を実施する上での課題認識と具体的ニーズの把握が出来ているか。
- (3) 全体フローや工程計画が的確に把握されているか。
- (4) 業務執行・管理体制が十分に構築されているか。
- (5) 類似実績等の内容から、業務の確実な遂行が望めるか。
- (6) 企業・団体等が独自で行うには多大の危険負担があるか。
- (7) 事業実施効果とそれから得られる成果の目標設定が的確に把握されているか。
- (8) 成果目標の達成手法が妥当であるか。
- (9) 沖縄県の産業振興のために極めて重要かつ緊急に必要なか。
- (10) 先導的又は波及的性格を有し、高度化に資するか。

- (11) 本補助金の事業目的に則した提案となっているか。
- (12) 事業計画は、令和4年1月公表「新たな振興計画（素案）に対する答申」で示された施策展開に即した提案となっているか。  
（例：全産業における労働生産性の向上、産業を担う人づくり 等）

## **12 公募から交付申請までのスケジュール(予定)**

令和4年2月15日（火）～2月28日（月）	1次審査日程調整
令和4年2月21日（月）～3月2日（水）	1次審査（ヒアリング及び書類審査）
令和4年3月11日（金）	1次審査結果通知
令和4年3月中旬	2次審査プレゼンテーション
令和4年3月末まで	事業内容の見直し調整
令和4年3月末まで	結果通知
令和4年4月1日（木）	補助金交付申請・交付決定

## **13 事業費の積算についての留意点**

積算については、次の点に留意して行って下さい。

- (1) 補助対象経費については、別紙2に記載されています。記載内容を確認の上、所要額を計上し積算して下さい。
- (2) 各事業者は事業費に係る消費税について、次の点に留意して資料を作成して下さい。
- ① 課税事業者  
当該補助金は「不課税」となるため、経費はすべて「税抜」で積算して下さい。
  - ② 免税事業者  
上記経費について「税込」で経費を積算して差し支えありませんが、免税事業者と証明出来る資料（前期及び前々期決算書、申告額の欄に「無」と記載された納税証明書等）を別途提出する必要があります。
  - ③ 国若しくは地方公共団体、消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等  
当該補助金は「使途が特定される特定収入」に該当するため、「税込」で経費を積算して下さい。

## **14 補助事業者の義務**

本事業の交付決定を受けた場合は、沖縄県補助金等の交付に関する規則及び沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に定める以下の条件を守らなくてはなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止及び廃止する場合には、事前に県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業を行う会計年度（県の会計年度である4月～3月）の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、産業振興基金事業遂行状況報告書により10月15日までに提出しなければなりません。（中間報告）
- (3) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しな

ければなりません。

- (4) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え管理し、財産を処分するまでの間、毎会計年度終了後 90 日以内に取得財産等の状況を報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- (5) 取得財産等は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない、耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定める法定耐用年数を経過する前に当該財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄することをいう）する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。
- (6) 補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）の取得を事業年度又は事業年度の終了後 5 年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権届出書を提出しなければなりません。
- (7) 本事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 90 日以内に本補助事業に係る産業財産権の状況を報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- (8) 産業財産権に関する届出及び取得財産等の状況報告から、補助事業に基づく知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与並びに取得財産等による収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付しなければなりません。
- (9) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。
- (10) 補助事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために他の経理と明確に区分した経理を行い、必要な帳簿並びに証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。
- (11) 沖縄県が、補助事業の成果を公表する際は協力しなければなりません。

## **15 その他**

- (1) 本事業は、沖縄県産業振興基金を活用した事業です。このため、補助金の執行に際しては、別で提示する「沖縄県産業振興基金補助金交付規程」の定めに沿った事業執行を行って頂くことになります。
- (2) 沖縄県産業振興基金事業交付規程第 2 条のただし書きにあるように、国、地方公共団体等が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業等は、補助対象になりませんのでご留意下さい。
- (3) ここに定めのない事項であっても、沖縄県財務規則の定めるところによる取扱いがありますので、あらかじめご留意下さい。
- (4) 採択された場合、申請者名、事業概要、採択額など公表を予定しております。
- (5) 補助対象期間または対象期間終了後に事業成果調査、成果報告会を行うことがあります。

すので、ご協力下さい。

(6) 提出された書類の返却はいたしませんので、ご了承下さい。

## **16 添付書類**

- (1) 【別紙 1】 補助対象事業区分等一覧
- (2) 【別紙 2】 沖縄県産業振興基金事業補助金の補助対象経費について
- (3) 【別紙 3】 応募資格追加要件（地域産業連携支援事業）
- (4) 【別紙 4】 応募資格追加要件（技術基盤整備事業）
- (5) 【別紙 5】 前年度採択事業一覧
- (6) 【別紙 6】 令和 4 年度沖縄県産業振興基金事業希望調書様式

お問い合わせ、提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県商工労働部 産業政策課

産業振興企画班 担当：宮田

TEL：098-866-2330 FAX：098-866-2440

E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp

【別紙1】補助対象事業区分等一覧

補助対象事業区分	事業目的	応募資格 追加要件	採択予定件数	補助率等
戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（リーディング産業である情報通信産業、観光リゾート産業、新たなリーディング産業と位置付ける国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業等）の育成・支援	—	予算の範囲内で複数件	3/4以内。 ただし、県が出資して設立した産業振興を目的とする法人で、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資法人」という。）については10/10以内。
エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減及びエネルギー基盤安定化	—	原則1件程度	2/3以内。 補助限度額(30,000千円/件)
地域産業技術活性化・高度化支援事業	(1)地域産業連携支援事業 産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる <b>研究開発</b>	【別紙3】による	予算の範囲内で複数件	3/4以内。
	(2)地域産業支援事業 地域特性を生かした地域産業の活性化・高度化に大きく寄与すると認められる新技術、新製品の研究開発事業・調査研究事業・地域産業育成支援等	—	予算の範囲内で複数件	2/3以内。 ただし、県出資法人に限り、10/10以内。
技術基盤整備事業	技術の集積化、他産業との連携による高度化・高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等ものづくり・生産技術の基盤整備	【別紙4】による	原則1件程度	1/2以内。 補助限度額(10,000千円/件)
人材育成事業	マネージメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成	—	予算の範囲内で複数件	3/4以内。 ただし、県出資法人に限り、10/10以内。

【別紙2】沖縄県産業振興基金事業補助金の補助対象経費について

補助対象科目	内 容
人 件 費	補助事業に直接従事する者(原則として雇用関係が結ばれている者)の person 費 【対象経費】基本給、社会保険料の事業主負担分 【対象外経費】福利厚生に係る諸手当、賞与、超過勤務手当、役員報酬、雇用保険料など ※従事時間及び作業内容が分かる業務日報の作成(従事者本人が作成)が必要です。 ※補助金従事時間に対する人件費が対象となります。(時間外勤務手当は対象外) ※社会保険料は、補助対象根拠となる金額が明記された書類の作成が必要です。 ※人件費対象者は、事業計画書(様式3-4)に記載された体制図に記載が必要です。 また、役員・管理職等については原則対象外となります。
謝 金	補助事業実施の為に必要な専門家の指導、助言等に関する謝金、勉強会開催の為に講師謝金として必要な経費
旅 費	補助事業実施の為に必要な人件費対象者の旅費(航空賃、船賃、鉄道賃、車賃、宿泊料)、専門家招へいに係る旅費等
機械器具備品費 (1件20万円以上のもの)	補助事業の実施のために必要な機械装置の購入、旧設備の撤去、設置に係る費用 ※機器装置についてはエネルギー基盤安定整備事業、技術・情報基盤整備事業のみ計上可能 ※エネルギー基盤安定整備事業においては研究開発に係る機械装置が補助対象
消耗品費 (備品、原材料費に含まれないもの)	補助事業実施の為に必要な各種物品で、一品の取得価格が3万円(税込)未満のもの 【対象外経費】 文房具やコピー用紙などの事務用品等の代金、雑誌購読料、新聞代 汎用性のある物品等(パソコン、デジタルカメラ、タブレット端末等)
燃料費	補助事業実施の為に必要な暖房用・炊事用等の木炭、ガス石油等のほか、自動車用燃料のガソリン、試験研究等に使用する燃料代 ※車両運行管理簿など、補助事業のために使用したことが確認できる書類の作成が必要です。
印刷製本費	補助事業実施の為に必要なチラシやパンフレット等の制作(企画、デザイン、制作等)に係る印刷製本費
役員費	保管料や筆耕翻訳料等の人的なサービスの提供に対して支払う経費 補助事業実施の為に必要な新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の広告の経費 補助事業実施の為に必要な郵便物の送付や、物品の輸送費などの経費
使用料及び賃借料	補助事業実施の為に必要な会議室等の使用料、機器のリース料等の経費 ※リース等の契約を締結した場合は、補助対象期間分のみ補助対象経費とし、期間外は自己負担となります。
備品費(機械器具備品費除く)	補助事業の執行に必要な一般事務用の機械器具等の物品の購入に要する経費。
委託費	補助事業実施の為に必要な調査、研究開発、公設試験研究機関の試験等の外部委託費
原材料費	補助事業実施の為に必要な試薬、試験・研究材料費、販売を目的としない試供品等に係る原材料費
補助金及び負担金	特定の事業、研究等を育成、助長するため支出する補助金、催事出展料、研修等参加費用
その他の経費	補助事業実施の為に特に必要と考えられる上記以外の経費

※以下の経費は補助対象となりません。

- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金などの通信費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待、団体等の会費等の費用
- ・土地の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・収入印紙、切手、はがき(換金性の高いもの)
- ・振込手数料(代引き手数料を含む)
- ・各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に関する費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※執行の際の留意点

- ・補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは、補助対象となりません。
- ・支払いは原則銀行振込とし、それが困難な場合は現金による支払いを行って下さい。
- ・本事業における発注先(委託先)の選定にあたって、価格の妥当性を証明出来るよう発注前に見積書を徴収してください。また1件あたりの請求が10万円(税込)以上の物件等については、原則として補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積もりを取ることが必要です。ただし、発注(委託)内容の性質上2社以上から見積もりを取ることが困難な場合は、該当する企業等の選定理由を添えて、随意の契約先とすることが出来ます。

### 【別紙3】応募資格追加要件（地域産業連携支援事業）

1. 産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体による申請であること。

総務省が定める日本標準産業分類において、異なる分類の企業・事業者団体等で構成する連携体による研究開発事業であることが申請の要件となります。

○日本標準産業分類

農業，林業

漁業

鉱業，採石業，砂利採取業

建設業

製造業

電気・ガス・熱供給・水道業

情報通信業

運輸業，郵便業

卸売業，小売業

金融業，保険業

不動産業，物品賃貸業

学術研究，専門・技術サービス業

宿泊業，飲食サービス業

生活関連サービス業，娯楽業

教育，学習支援業

医療，福祉

複合サービス事業

サービス業（他に分類されないもの）

公務（他に分類されるものを除く）

分類不能の産業

2. 連携体の構成について

2つ以上の異なる産業分類の企業・事業者団体等で事業を適切に推進するため、事業計画の取りまとめや、執行管理を行う「幹事企業」を選定し企業連携体を構成する必要があります。このため、コンソーシアム協定書(別添参考)を連携企業数（正本）、副本を1部作成し、副本を希望調書のうち「追加要件に定める資料」として添付してください。

なお、採択後に連携企業を選定し、上記の事業を行う場合は、採択後、速やかに連携企業との連携体制がわかる資料等を提出してください。

【協定書参考】

〇〇〇〇事業受託コンソーシアム協定書（例）

（目的）

**第1条** 本協定は、コンソーシアムを設立し、沖縄県産業振興基金事業において「〇〇〇〇事業」（以下「本事業」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

**第2条** 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、〇〇〇〇事業受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

**第3条** 本コンソーシアムは、事務局を〇〇市〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

**第4条** コンソーシアムは、平成〇年〇月〇日に成立し、本事業の業務完了後 6 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、本事業に採択されないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

**第5条** 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) 沖縄県〇〇市〇〇〇

株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

(2) 沖縄県〇〇市〇〇〇

株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

（幹事企業及び代表者）

**第6条** 本コンソーシアムの幹事企業は、株式会社 〇〇とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

**第7条** 本コンソーシアムの代表者は、本事業の実施に関し、本コンソーシアムを代表して沖縄県と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって補助金の請求、受領及

び 本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(取引金融機関)

**第8条** 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(運営委員会)

**第9条** 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の運営に当たるものとする。

(業務の分担)

**第10条** 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき沖縄県の交付決定内容に変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

①〇〇及び事務調整、他構成員との事務調整等

(構成員名) 株式会社 〇〇

②〇〇、マーケティングリサーチとその分析等

(構成員名) 株式会社 〇〇

(構成員の連帯責任)

**第11条** 本コンソーシアムは、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本コンソーシアムの構成員は、本事業の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(構成員の個別責任)

**第12条** 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本事業の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により沖縄県又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

**第13条** この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

**第14条** 構成員は、本コンソーシアムが事業を完了する日までは脱退することができない。但し、諸事情により事業継続が困難な場合は別途運営委員会にて協議する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

**第15条** 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は脱退した場合においては、沖縄県の承認を得て、コンソーシアムの残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き

受ける者（以下、「分担業務引受者」という）を選定する。

- 2 前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び沖縄県の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

- 第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本事業につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

- 第 17 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、県からの交付決定内容にかかる事項については、事前に県と協議した上で定めるものとする。

（管轄裁判所）

- 第 18 条 本協定の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 株式会社 ○○ほか○社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本○通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については申請書に添えて沖縄県に提出する。

令和○年○月○日

代表者 沖縄県○○市○○○  
株式会社 ○○  
代表取締役 ○○ ○○

構成員 沖縄県○○市○○○  
株式会社 ○○  
代表取締役 ○○ ○○

## 【別紙4】応募資格追加要件（技術基盤整備事業）

1. 事業計画による基盤整備を行うことで、他の企業への波及効果が見込まれること  
希望調書による事業計画に沿って基盤整備を行うことで、申請した企業・団体等のみならず他への波及効果（間接的効果）が見込まれることを「様式3事業計画書」で具体的に示す必要があります。
2. 経営革新等認定支援機関との連携による計画が策定されていること  
経営革新等認定支援機関と連携し、下記の要件を満たした実現性の高い事業計画が策定されている必要があります。追加様式1～3を作成し、希望調書に添付して下さい。  
また、この目標値は様式4において成果指標・成果目標とします。

○経営指標の目標伸び率（次の2つの指標が表の基準を満たす計画を策定）

計画終了時	「付加価値」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

○経営指標の算出方法

①「付加価値額」の伸び率

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

②経常利益の伸び率

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用}$$

（※通常の会計原則とは異なり、営業外収益は含まない。）

3. 設備投資及び運転資金計画の確認  
追加様式2により、当事業を活用した設備投資計画、運転資金計画を提出すること。  
借入れにより自己負担を捻出する計画の場合は、金融機関と事前調整を行い、その進捗よくを記載すること。
4. 取得財産等に関する留意事項  
(1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え管理し、財産を処分するまでの間、毎会計年度終了後90日以内に取得財産等の状況を報告するとともに、本事業に係る調査に協力をしなければなりません。

- (2) 取得財産等は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定める法定耐用年数を経過する前に当該財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄することをいう）する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。
- (3) 取得財産等の状況報告から、取得財産等による収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付しなければなりません。

○取得財産等による収益納付とは

取得財産等による売上のうち、必要経費を除いた利益の累計が、補助事業の自己負担額を超えた場合、当該財産取得に係る補助金額を限度にその利益を沖縄県に納付することを言います。

※沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第15条第4項により、知事が認定の際に必要な条件を定め、補助事業者がその条件を履行したことが確認された場合、収益納付が免除されることがあります。

- (4) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。

## 沖縄県産業振興基金事業実績一覧表

令和2年度

(単位:円)

事業名	団体名	補助金額(当初)
① 地域産業連携支援事業		18,000,000
1 産学官連携推進ネットワーク形成事業	株式会社 TLO	18,000,000
② 地域産業支援事業		9,228,000
2 情報の可視化による高付加価値サービスの標準化を目指す事業	一般社団法人 沖縄マリンレジャーセイフティービューロー	9,228,000
④ 戦略的産業育成支援事業		33,064,000
5 沖縄観光コンテンツ開発環境整備事業～沖縄型新ライブ。エンタテインメント・コンテンツ創出～	株式会社 あしびかんぱにー	17,756,000
6 沖縄の優位性を活用したe-sports産業の確立事業	株式会社 ザ・ウェーブ	15,308,000
⑤ 北部地域産業振興事業		11,321,000
9 羽地コミュニティ・ビジネス事業	一般社団法人羽地ネットワーク	2,496,000
11 泡盛蒸留粕を用いた環境にやさしい固化体製品の開発とその応用	株式会社 沖坤	3,818,000
12 伊江島とその特産品のブランド力向上事業	株式会社 伊江島物産センター	3,600,000
13 規格外果物等料理体験事業	株式会社 ぎのぎ	1,407,000
合計		71,613,000

令和3年度

(単位:円)

事業名	団体名	補助金額(当初)
① 地域産業連携支援事業		18,000,000
1 産学官連携推進ネットワーク形成事業	株式会社 TLO	18,000,000
② 地域産業支援事業		9,607,000
2 SDGsビジネス支援事業	公益財団法人 沖縄県産業振興公社	6,260,000
3 泡盛のブランドイメージ向上を目指した古酒化に関する調査研究事業	沖縄県酒造組合	3,347,000
④ 戦略的産業育成支援事業		18,050,000
4 沖縄オンライン物産展構築事業(ニューノーマル時代に対応したビジネス展開)	株式会社 沖縄県物産公社	18,050,000
⑤ 北部地域産業振興事業		7,992,000
5 伊江島とその特産品のブランド力向上事業	株式会社 伊江島物産センター	2,400,000
6 泡盛蒸留粕を用いた用途分野に応じた固化体製品の開発	株式会社 沖坤	3,792,000
7 自社・商品ブランド力の向上及び売り上げの拡大事業	合同会社 OKINAWA BIO SHIITAKE	1,800,000
合計		53,649,000